

夜勤職員配置加算の要件の見直し

- 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護の夜勤については、業務の効率化等を図る観点から、見守り機器の導入により効果的に介護が提供できる場合に関する評価が平成30年介護報酬改定により設けられました。
- 評価に関する規定は、以下のとおりです。

各サービス単位数表上の夜勤職員配置加算の規定

- 介護老人福祉施設
「指定施設サービス等に関する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第12号)
- 地域密着型介護老人福祉施設
「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第126号)
- 短期入所生活介護
「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第19号)

夜勤職員の勤務条件

- 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護
「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」(平成12年厚生省告示第19号)

夜勤職員の数や「見守り機器」等の定義

- 介護老人福祉施設、短期入所生活介護
「指定居宅サービスに関する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(老企第40号 平成12年3月8日厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
- 地域密着型介護老人福祉施設
「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月31日老計発0331005号 老振発0331005号 老老発0331018号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知)

Q&A

- 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護
「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A」(Vol.1)(平成30年3月23日)、同(Vol.5)(平成30年7月4日)

夜勤職員配置加算（見守り機器を導入した場合）に関する規定

①

夜勤職員配置加算の単位数

○ 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）（抄）

別表 指定施設サービス等介護給付費単位数表

1 介護福祉施設サービス

イ・ロ（略）

注1～6（略）

7 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ	22単位	(2) 夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロ	13単位
(3) 夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	27単位	(4) 夜勤職員配置加算(Ⅱ)ロ	18単位
(5) 夜勤職員配置加算(Ⅲ)イ	28単位	(6) 夜勤職員配置加算(Ⅲ)ロ	16単位
(7) 夜勤職員配置加算(Ⅳ)イ	33単位	(8) 夜勤職員配置加算(Ⅳ)ロ	21単位

8～18（略）

ハ～ラ（略）

○ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）（抄）

別表 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

イ～ニ（略）

注1～6（略）

7 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ	41単位	(2) 夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロ	13単位
(3) 夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	46単位	(4) 夜勤職員配置加算(Ⅱ)ロ	18単位
(5) 夜勤職員配置加算(Ⅲ)イ	56単位	(6) 夜勤職員配置加算(Ⅲ)ロ	61単位
(7) 夜勤職員配置加算(Ⅳ)イ	16単位	(8) 夜勤職員配置加算(Ⅳ)ロ	21単位

8～18（略）

ホ～ト（略）

夜勤職員配置加算（見守り機器を導入した場合）に関する規定 ②

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）（抄）

別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表

8 短期入所生活介護費（1日につき）

イ・ロ（略）

注1～9（略）

10 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注3を算定している場合は、算定しない。

(1) 夜勤職員配置加算(I)	13単位	(2) 夜勤職員配置加算(II)	18単位
(3) 夜勤職員配置加算(III)	15単位	(4) 夜勤職員配置加算(IV)	20単位

11～18（略）

ハ～ト（略）

夜勤職員の勤務条件

○ 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）（抄）

一 指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ・ロ（略）

ハ 夜勤職員配置加算（I）～（IV）までを算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

（1）夜勤職員配置加算（I）を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

（一）短期入所生活介護費を算定していること。

（二）夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、イ（1）又はロ（1）に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合は、イ（1）又はロ（1）に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数以上であること。

a 利用者の動向を検知できる見守り機器を、当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の数の百分の十五以上の数設置していること。

b 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。

（2）夜勤職員配置加算（II）を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

（一）ユニット型短期入所生活介護費を算定していること。

（二）夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、イ（2）又はロ（2）に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合は、イ（2）又はロ（2）に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数以上であること。

夜勤職員配置加算（見守り機器を導入した場合）に関する規定 ③

- a 利用者の動向を検知できる見守り機器を、当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の数の百分の十五以上の数設置していること。
 - b 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。
- (3) 夜勤職員配置加算(Ⅲ)を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
- (一) (1)(一)及び(二)に該当するものであること。
 - (二) 夜勤時間帯を通じて、看護職員又は次のいずれかに該当する職員を一人以上配置していること。
 - a 介護福祉士(介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十二号)附則第十三条第一項に規定する特定登録者(bにおいて「特定登録者」という。)及び同条第九項に規定する新特定登録者(cにおいて「新特定登録者」という。)を除く。)であって、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)第一条各号に掲げる行為のうちいずれかの行為に係る実地研修を修了している者
 - b 特定登録者であって、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律附則第十三条第五項に規定する特定登録証の交付を受けている者
 - c 新特定登録者であって、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律附則第十三条第十一項において準用する同条第五項に規定する新特定登録証の交付を受けている者
 - d 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第三条第一項に規定する認定特定行為業務従事者
 - (三) (二)a、b又はcに該当する職員を配置する場合にあっては喀痰吸引等業務の登録(社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の三第一項に規定する登録をいう。)を、(二)dに該当する職員を配置する場合にあっては特定行為業務(社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項に規定する特定行為業務をいう。)の登録(社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項に規定する登録をいう。)を受けていること。
- (4) 夜勤職員配置加算(Ⅳ)を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
- (一) (2)(一)及び(二)に該当するものであること。
 - (二) (3)(二)及び(三)に該当するものであること。

四 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ・ロ (略)

ハ 夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ若しくはロ、夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ若しくはロ、夜勤職員配置加算(Ⅲ)イ若しくはロ又は夜勤職員配置加算(Ⅳ)イ若しくはロを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 夜勤職員配置加算(Ⅰ)イを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

- (一) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。
- (二) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号ロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合は、第一号ロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数以上であること。
 - a 入所者の動向を検知できる見守り機器を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数の百分の十五以上の数設置していること。

夜勤職員配置加算（見守り機器を導入した場合）に関する規定 ④

b 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。

(2) 夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。

(二) (1)(二)に掲げる基準に該当するものであること。

(3) 夜勤職員配置加算(Ⅱ)イを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。

(二) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号ロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合は、第一号ロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数以上であること。

a 入所者の動向を検知できる見守り機器を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数の百分の十五以上の数設置していること。

b 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。

(4) 夜勤職員配置加算(Ⅱ)ロを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) ユニット型経過型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。

(二) (3)(二)に掲げる基準に該当するものであること。

(5) 夜勤職員配置加算(Ⅲ)イを算定すべき指定地域密着型介護福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) (1)(一)及び(二)に該当するものであること。

(二) 第一号ハ(3)(二)及び(三)に該当するものであること。

(6) 夜勤職員配置加算(Ⅲ)ロを算定すべき指定地域密着型介護福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) (2)(一)及び(二)に該当するものであること。

(二) 第一号ハ(3)(二)及び(三)に該当するものであること。

(7) 夜勤職員配置加算(Ⅳ)イを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) (3)(一)及び(二)に該当するものであること。

(二) 第一号ハ(3)(二)及び(三)に該当するものであること。

(8) 夜勤職員配置加算(Ⅳ)ロを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) (4)(一)及び(二)に該当するものであること。

(二) 第一号ハ(3)(二)及び(三)に該当するものであること。

五 指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ (略)

ロ 夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ若しくはロ、夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ若しくはロ、夜勤職員配置加算(Ⅲ)イ若しくはロ又は夜勤職員配置加算(Ⅳ)イ若しくはロを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 夜勤職員配置加算(Ⅰ)イを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) 介護福祉施設サービス費を算定していること。

夜勤職員配置加算（見守り機器を導入した場合）に関する規定 ⑤

- (二) 入所定員が三十人以上五十人以下(平成三十年三月三十一日までに指定を受けた指定介護老人福祉施設にあっては、三十一人以上五十人以下)であること。
 - (三) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号ロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合は、第一号ロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数以上であること。
 - a 入所者の動向を検知できる見守り機器を、当該指定介護老人福祉施設の入所者の数の百分の十五以上の数設置していること。
 - b 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。
- (2) 夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
- (一) (略)
 - (二) 入所定員が五十一人以上(平成三十年三月三十一日までに指定を受けた指定介護老人福祉施設にあっては、三十人又は五十一人以上)であること。
 - (三) (1)(三)に掲げる基準に該当するものであること。
- (3) 夜勤職員配置加算(Ⅱ)イを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
- (一) ユニット型介護福祉施設サービス費を算定していること。
 - (二) 入所定員が三十人以上五十人以下(平成三十年三月三十一日までに指定を受けた指定介護老人福祉施設にあっては、三十一人以上五十人以下)であること。
 - (三) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号ロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合は、第一号ロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数以上であること。
 - a 入所者の動向を検知できる見守り機器を、当該指定介護老人福祉施設の入所者の数の百分の十五以上の数設置していること。
 - b 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。
- (4) 夜勤職員配置加算(Ⅱ)ロを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
- (一) (3)(一)に該当するものであること。
 - (二) 入所定員が五十一人以上(平成三十年三月三十一日までに指定を受けた指定介護老人福祉施設にあっては、三十人又は五十一人以上)であること。
 - (三) (3)(三)に掲げる基準に該当するものであること。
- (5) 夜勤職員配置加算(Ⅲ)イを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
- (一) (1)(一)から(三)までに該当するものであること。
 - (二) 第一号ハ(3)(二)及び(三)に該当するものであること。
- (6) 夜勤職員配置加算(Ⅲ)ロを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
- (一) (2)(一)から(三)までに該当するものであること。
 - (二) 第一号ハ(3)(二)及び(三)に該当するものであること。
- (7) 夜勤職員配置加算(Ⅳ)イを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
- (一) (3)(一)から(三)までに該当するものであること。

夜勤職員配置加算（見守り機器を導入した場合）に関する規定 ⑥

- (二) 第一号ハ(3)(二)及び(三)に該当するものであること。
- (8) 夜勤職員配置加算(IV)口を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
 - (一) (4)(一)から(三)までに該当するものであること。
 - (二) 第一号ハ(3)(二)及び(三)に該当するものであること。

夜勤職員の数の算定方法、「見守り機器」の定義

- 「指定居宅サービスに関する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(老企第40号 平成12年3月8日厚生省老人保健福祉局企画課長通知) (抄)

2 短期入所生活介護費

- (1)～(11) (略)
- (12) 夜勤職員配置加算について
 - ① 夜勤を行う職員の数、一日平均夜勤職員数とする。一日平均夜勤職員数は、暦月ごとに夜勤時間帯(午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいう。)における延夜勤時間数を、当該月の日数に16を乗じて得た数で除することによって算定し、小数点第3位以下は切り捨てるものとする。
 - ② 指定介護老人福祉施設の併設事業所である場合又は特別養護老人ホームの空床において指定短期入所生活介護を行う場合にあっては、指定短期入所生活介護の利用者数と本体施設である指定介護老人福祉施設の入所者数を合算した人数を指定介護老人福祉施設の「入所者の数」とした場合に必要となる夜勤職員の数を1以上(利用者の動向を検知できる見守り機器を利用者の数の100分の15以上の数設置し、かつ、見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われている場合は、10分の9以上)上回って配置した場合に、加算を行う。
 - ③ ユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては、増配した夜勤職員については、必ずしも特定のユニットに配置する必要はないものとする。
 - ④ 夜勤職員基準第1号ハの「見守り機器」は、利用者がベッドから離れようとしている状態又は離れたことを検知できるセンサー及び当該センサーから得られた情報を外部通信機能により職員に通報できる機器であり、利用者の見守りに資するものとする。また、「見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会」は、3月に1回以上行うこととする。
- (13)～(21) (略)

5 介護福祉施設サービス

- (1)～(7) (略)
- (8) 夜勤職員配置加算について
 - ① 夜勤を行う職員の数、1日平均夜勤職員数とする。1日平均夜勤職員数は、暦月ごとに夜勤時間帯(午後10時から翌日の午前5時までの

夜勤職員配置加算（見守り機器を導入した場合）に関する規定 ⑦

時間を含めた連続する16時間をいう。)における延夜勤時間数を、当該月の日数に16を乗じて得た数で除することによって算定し、小数点第3位以下は切り捨てるものとする。

- ② 指定短期入所生活介護の事業所を併設している場合又は特別養護老人ホームの空床において指定短期入所生活介護を行っている場合にあっては、指定短期入所生活介護の利用者数と指定介護老人福祉施設の入所者数を合算した人数を指定介護老人福祉施設の「入所者の数」とした場合に必要な夜勤職員の数を1以上(入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者の数の100分の15以上の数設置し、かつ、見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われている場合は、10分の9以上)上回って配置した場合に、加算を行う。
- ③ ユニット型指定介護老人福祉施設にあっては、増配した夜勤職員については、必ずしも特定のユニットに配置する必要はないものとする。
- ④ 夜勤職員基準第5号口の「見守り機器」は、入所者がベッドから離れようとしている状態又は離れたことを検知できるセンサー及び当該センサーから得られた情報を外部通信機能により職員に通報できる機器であり、入所者の見守りに資するものとする。また、「見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会」は、3月に1回以上行うこととする。

(9)～(37) (略)

○ 「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月31日老計発0331005号 老振発0331005号 老老発0331018号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知) (抄)

8 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費

(1)～(7) (略)

(8) 夜勤職員配置加算について

- ① 夜勤を行う職員の数は、一日平均夜勤職員数とする。一日平均夜勤職員数は、暦月ごとに夜勤時間t内(午後十時から翌日の午前五時までの時間を含めた連続する一六時間をいう。)における延夜勤時間数を、当該月の日数に一六を乗じて得た数で除することによって算定し、小数点第3位以下は切り捨てるものとする。
- ② 短期入所生活介護の事業所を併設している場合又は特別養護老人ホームの空床において短期入所生活介護を行っている場合にあっては、短期入所生活介護の利用者数と地域密着型介護老人福祉施設の入所者数を合算した人数を地域密着型介護老人福祉施設の「入所者の数」とした場合に必要な夜勤職員の数を1以上(入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者の数の100分の15以上の数設置し、かつ、見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われている場合は、10分の9以上)上回って配置した場合に、加算を行う。
- ③ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設にあては、増配した夜勤職員については、必ずしも特定のユニットに配置する必要はないものとする。
- ④ 夜勤職員基準第4号ハの「見守り機器」は、入所者がベッドから離れようとしている状態又は離れたことを検知できるセンサー及び当該センサーから得られた情報を外部通信機能により職員に通報できる機器であり、入所者の見守りに資するものとする。また、「見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会」は、3月に1回以上行うこととする。

(9)～(38) (略)

夜勤職員配置加算（見守り機器を導入した場合）に関する規定

⑧

夜勤職員配置加算に関するQ&A

○ 平成30年度介護報酬改定に関するQ & A（Vol.1）平成30年3月23日

問88 最低基準を0.9人上回るとは、どのような換算をおこなうのか。

（答）

- ・月全体の総夜勤時間数の90%について、夜勤職員の最低基準を1以上上回れば足りるという趣旨の規定である。
- ・具体的には、1ヶ月30日、夜勤時間帯は一日16時間であるとする、合計480時間のうちの432時間において最低基準を1以上上回っていれば、夜勤職員配置加算を算定可能とする。なお、90%の計算において生じた小数点1位以下の端数は切り捨てる。

問89 入所者の15%以上設置ということだが、見守り機器を設置しているベッドが空床であってもよいのか。

（答）

空床は含めない。

問90 見守り機器は、どのようなものが該当するのか。

（答）

- ・個別の指定はなく、留意事項通知で定める機能を有するものが該当する。例えば、平成28年度補正予算「介護ロボットの導入支援及び導入効果実証研究事業」で実証を行った機器のほか、訪室回数の減少、介助時間の減少、ヒヤリハット・介護事故の減少等の効果が期待できる機器が該当する。
 - ・介護老人福祉施設等は、訪室回数や介助時間の減少等の実証効果を製造業者等に確認するとともに、少なくとも9週間以上見守り機器を活用し、導入機器を安全かつ有効に活用するための委員会において、ヒヤリハット・介護事故が減少していることを確認し、必要な分析・検討等を行った上で、都道府県等に届出を行い、加算を算定すること。
 - ・なお、見守り機器をベッドに設置する際には、入所者のプライバシーに配慮する観点から、入所者又は家族等に必要な説明を行い、同意を得ること。
- ※9週間については、少なくとも3週間毎にヒヤリハット・介護事故の状況を確認することとする。

○ 平成30年度介護報酬改定に関するQ & A（Vol.5）平成30年7月4日

問3 平成30年度介護報酬改定に関するQ & A（Vol.1）の問87から問90に対する回答については、他のサービスにも同様の加算があるが、介護老人福祉施設のみ適用されるのか。

（答）

（前段略）

問88から90までの回答については、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設及び短期入所生活介護に適用される。